

発議第 3 号

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 30 年 6 月 11 日 提出

三宅町議会議長 植 村 ケイ子 殿

三宅町議会議員

提出者

森内 曜也

賛同者

辰巳 光則

賛同者

松本 健

## 所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）

中小事業者は、地域経済の担い手として、我が国経済の発展に貢献してきた。その中小事業者を支えている家族従業員の労働対価は、所得税法第五十六条の規定により、必要経費に算入しないこととされている。

事業主の所得から控除される労働対価は、配偶者の場合は、八十六万円、その他の親族の場合は五十万円であり、このわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立が難しい状況となっている。家業と一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では、青色申告を行うことにより、給与を必要経費に算入することができるものの、同じ労働に対し、青色申告といわゆる白色申告で差を設ける制度は矛盾していると言える。

なお、アメリカ、ドイツ、フランス、韓国など世界の主要国においては、家族従業員の労働対価は一定の要件の下で必要経費として認められているところである。

またマイナンバー制度の導入により、所得の流れは把握しやすくなっていると考えられる。

よって、本町議会は、国に対し、家族従業員の労働が適正に評価されるよう、所得税法第五十六条の規定見直しが行われることを要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月11日

三宅町議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

殿

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革大臣